

# 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）認定書について

## 1. 認定要件

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。

- 【個人事業者の場合】事業実態のある事業所（店舗等）が伊丹市内にある。  
【法人の場合】登記上の住所地又は事業実態のある事業所が伊丹市内にある。
- 国が指定した業種である。
- 売上高等が減少していることに関する①～④いずれかの要件を満たしている。

### 【単一事業者の場合】

要件 ①	営んでいる事業が指定業種であり、最近3か月間の売上高等が、前年同期より5%以上減少している。	(申請書) 様式第5-イ-①
---------	--	-------------------

### 【兼業者の場合】

要件 ②	営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であることが確認できる場合は、企業全体について、最近3か月の売上高等が前年同期より5%以上減少している。	(申請書) 様式第5-イ-①
要件 ③	上記要件②に該当しない場合であって、営んでいる複数の事業のうち、主たる事業が指定業種であることが確認でき、主たる業種及び企業全体の最近3か月間の売上高等が、前年同期より5%以上減少している。	(申請書) 様式第5-イ-②
要件 ④	上記要件③に該当しない場合であって、以下のいずれも満たす場合。 ・指定業種の最近3か月間の売上高等が前年同期より減少している。 ・企業全体の最近3か月間の前年同期の売上高等に対する、指定業種の最近3か月間の売上高等の前年同期からの減少額の割合が5%以上である。 ・企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期より5%以上減少している。	(申請書) 様式第5-イ-③

## 2. 提出書類

①	認定申請書(様式第5-イ)	
②	売上高等申告書	
③	各月売上高等を確認できるもの(試算表、売上台帳等)	署名捺印必要
④	許認可証の写し(許認可を必要とする業種の場合)	
⑤	委任状(代表者以外が来られる場合)	
⑥	個人事業者の場合	直近分の確定申告書の写し
⑦	法人の場合	直近分の決算書の写し
⑧		履歴事項全部証明書の写し

※①～⑤は、個人事業者・法人どちらも共通で必要です。

※①②⑤は、伊丹市ホームページよりダウンロードできます。

## 3. 有効期間

認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。有効期間内にセーフティネット保証の申込みを行ってください。

※認定基準に合わない場合や書類不備等がある場合などは、認定できません。

## 4. 申込・問い合わせ先 (郵送可)

伊丹市千僧1丁目1番地  
伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課(市庁舎4階)  
TEL: 072(784)8047 FAX: 072(784)8048

(令和5年3月更新)